

## 長野県へき地保健医療協議会 設置要綱

## (目的)

第 1 へき地における医療体制について協議するため、長野県へき地保健医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 協議会は以下の事項について、会議・調整等を行うものとする。

- (1) 第 7 次長野県保健医療計画（へき地の医療）に対する意見聴取
- (2) 在宅医療を含む総合的なへき地医療対策の推進、情報共有
- (3) その他、必要と認められる事項

## (組織)

第 3 協議会は、委員 17 人以内で組織する。

2 委員は、関係機関及び関係団体の者のうちから、知事が委嘱する。

## (任期)

第 4 第 3 第 1 項の委員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 5 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ副会長として指名した委員が職務を代理する。

## (会議)

第 6 協議会は、会長が招集し会長がその議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第 7 協議会の事務局を長野県健康福祉部医療推進課に置く。

## (補則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 9 日から施行する。